

開発行為許可（自己業務用）の申請について（裏面以降もお読みください。）

- ◎ 提出部数は2部です（正本1部、副本1部）。副本に添付する書類については、コピーでも構いません。
- ◎ 申請面積は実測値を記入してください。
- ◎ 図面には設計者の記名、図面名を記載してください。
- ◎ **敷地分割・道路後退等が必要な場合は、申請前に分筆登記を行い、開発区域を確定してください。**
- ◎ ☆印の書類は、1ヘクタール以上の自己業務用の開発行為の場合のみ添付してください。
- ◎ 太字の提出書類は、所沢市HPからダウンロードできます。トップページから「開発許可」で検索してください。
- ◎ 1/15000 都市計画図及び1/2500 現況図（白図）は、市役所低層棟1階 市政情報センターでもコピーできます。

問い合わせ先 所沢市 街づくり計画部 開発指導課 開発審査担当 電話 04-2998-9379

提出書類	備考等
1 開発行為許可申請書	※農地転用許可等農地法に係る場合は概要欄9番にご記載ください。
2 委任状	申請手続き等を代理人に委任する場合に添付してください。 委任内容、代理人の住所・氏名・電話番号を記入し、申請者の記名、押印をお願いします。
3 公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等、ならびに新たに設置される公共施設の帰属・管理及び従前の公共施設の帰属について作成してください。（原本は副本へ）
4 公共施設の管理に関する同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意書一式。（原本は副本へ）
5 設計説明書	様式裏面の備考を参考にして記入してください。
6 理由書	市街化調整区域内の申請の場合のみ添付してください。 申請理由をできるだけ具体的に記載し、申請者の記名、 押印 をお願いします。
7 土地登記事項証明書 (全部事項証明書)	交付から3ヶ月以内のもので、最新の登記事項が記載されている法務局で取得したもの。申請地が複数の土地から構成されている場合は、全ての土地の登記事項証明書を添付してください。申請内容によっては、閉鎖登記事項証明書や、申請地以外の登記事項証明書が必要になる場合があります。
8 土地・建築物・工作物の権利者の同意書、及び印鑑登録証明書	所有権・抵当権・賃借権等、申請者以外の者の権利が登記されている場合のみ添付してください。権利者本人が記名し、実印を押印してください。 交付から3ヶ月以内の印鑑登録証明書を添付してください。 ※この書類のみ、登記地積を記入してください。既存工作物・建築物撤去同意についても摘要欄にご記載ください。
9 農用地除外証明書	申請地が、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域内の農地である場合のみ添付してください。
10 ☆ 資金計画書	収支計画、年度別資金計画。
11 ☆ 残高証明書	資金計画について、自己資金で施行する場合に添付してください。
12 ☆ 融資証明書	資金計画について、融資を受けて施行する場合に添付してください。
13 ☆申請者の法人登記事項証明書 (全部事項証明書) 又は住民票	申請者が法人の場合は法人登記事項証明書、個人の場合は住民票を添付してください。交付から3ヶ月以内のもの。
14 ☆申請者の事業経歴書	市内または近隣市で行った類似する事業経歴を記載してください。
15 ☆申請者の納税証明書 (電子納税証明書不可)	申請者が法人の場合は法人税、個人の場合は所得税について、最新年度の納税証明書その1及びその3（法人の場合その3の3）を添付してください。
16 ☆工事施工者の法人登記事項証明書謄本 (全部事項証明書)	交付から3ヶ月以内のもの。
17 ☆工事施工者の事業経歴書	市内または近隣市で行った類似する事業経歴を記載してください。
18 ☆建設業の許可証明書	
19 ☆工事施工者の建設機械目録 及び技術者名簿	技術者の所有資格種別と資格番号を記載してください。
20 ☆ 設計者の資格を有するものであることを証する書類	設計者の卒業証明書又は資格証明書の写しを添付してください。 宅地開発の事業経歴を記載してください。
21 申請地現況写真	カラー写真2方向以上とし、 撮影方向図 （要図面名）を添付してください。
22 図面類	別表1参照
23 その他市長が必要と認める書類	*宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）のみなし許可等要判定チェックシート *宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）のみなし許可に該当した場合、別表2掲げる書類 *市街化調整区域の申請の場合、別表3に掲げる書類 *申請内容により、上記以外の書類が必要になる場合があります。詳細につきましては、個別にご相談ください。

別表1 図面類

※大規模な開発の場合は、平面図関係を縮尺1/2,000以上にすることができます。

図面の名称	標準縮尺	明示する事項	備考
開発区域位置図	1/15,000	(1) 方位 (2) 区域(朱書) (3) 図面名、作成者名	都市計画図に記入 ※必要な部分のコピーで可。 ※都市計画の変更が行われた場合には、変更内容がわかる書面を添付ください。(生産緑地等)
案内図	1/1,500 又は 1/2,500	(1) 方位 (2) 区域(朱書) (3) 図面名、作成者名	現況図(白図)に記入※必要な部分のコピーで可。
公図写	1/500 又は 1/600	(1) 方位 (3) 地番、地目 (2) 区域(朱書) (4) 転写日	法務局公図の写しを使用
求積図	1/500以上	(1) 実測図による三斜又は座標計算	境界標の種類を明示
現況図	1/500以上	(1) 方位 (2) 区域及び工区の境界(朱書) (3) 標高差2mの等高線及びBM位置と高さ (4) 区域内及び区域の約20m周辺の道路、河川、水路、その他公共の用に供する施設 (5) 敷地内の工作物の位置、種類等、撤去の有無 (6) 平坦地の場合、20m方眼線の交点の地盤高 (7) 令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	標準として宅地境界線が読めるもの。 (7)は、規模が1ヘクタール以上の開発行為について記載してください。
土地利用計画図	1/500以上	(1) 方位 (2) 区域及び工区の境界(朱書) (3) 宅地の境界、建築計画の位置及び形状 (4) 公共施設 道路(茶)：既存道路の認定番号、認定幅員、現況幅員 排水施設(青)：位置、種別、放流先 公園(緑)：位置、面積、出入口 (5) BM位置及び造成高さ (6) 予定建築物の配置 (7) 予定建築物の用途及び構造 (8) 公益的施設の位置 (9) 樹木又は樹木の集団の位置及び緑樹帯の位置 (10) 墁及び擁壁等工作物の位置	土地の利用種別ごとに色分けしてください。 ※コンクリートブロック造の塀を設置する場合は段数を明記してください。 ※許可後、開発登録簿用に正副以外にも1部提出してください。 ※雨水処理方法をご記載ください。
造成計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 区域及び工区の境界(朱書) (3) 宅地の境界、建築計画の位置及び形状 (4) 縦横断線位置及び符号 (5) 各ブロック計画高及び道路主要点の計画高 (6) BM位置及び高さ (7) がけ・擁壁の位置、種別及び寸法並びに構造図及び凡例との照合記号 (8) 道路の位置、形状、幅員及び延長 (9) 広場その他の公共の用に供する空地の位置及び形状(緑書) (10) 排水施設の位置、種別、形状、材料、内のり寸法、流れ方向及びこう配並びに構造図及び凡例との照合記号 (11) 道路中心線とその測点番号 (12) 消防水利の位置及び構造 (13) 30cmを超える切土(黄)又は盛土(茶)をする土地の色分け及びその面積求積 (14) 凡例	
排水施設計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 排水施設の位置、種別、材料、形状、内のり寸法、こう配延長、流れ方向、吐口の位置及び放流先の名称 (3) 場内外の集水状況を示す流水の方向 (4) 集水系統ブロック別の色分け(淡色)及び流量計算書との照合記号 (5) 放流先排水路の断面及び寸法 (6) 凡例	排水放流先が公共下水道以外の場合は、排水放流許可書・水路占用許可書等を添付してください。 区域面積が500m ² 以上の場合は、雨水抑制協議書(写)等を添付してください。

図面の名称	標準縮尺	明示する事項	備考
給水施設 計画平面図	1/500以上	(1) 方位 (2) 伏設図 (3) 管径(内のり) (4) 取水状況 (5) 消火栓	
排水施設 構造図	1/50以上	(1) 排水施設構造詳細図(開渠又は暗渠) : 落差工、マンホール、雨水浸透井戸、雨水浸透トレーニング、浄化槽、汲取り槽、吐口等	
造成計画 横断面図	H=1/100 L=1/500	(1) 測点番号 (2) 縦断線位置及び記号 (3) 地盤高状況及び土質種別 (4) 計画高状況(太線で記入し各ブロックの計画高を合わせて記入) (5) 切土(黄)、盛土(茶)の色分け (6) 土羽こう配 (7) 計画構造物	
がけの 断面図 (地形上必要な 場合)	1/50	(1) がけの高さ、こう配 (2) 土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) (3) 切土、盛土をする前の地盤面 (4) がけ面の保護の方法	
予定建築物の 各階平面図・ 立面図	1/100以上	(1) 建築面積、延床面積及び算定表 (2) 最高の高さ	
計算書		(1) 構造計算及び地盤調査報告書等 (※義務擁壁設置時のみ) (2) 雨水流量計算 (3) その他必要な計算書	※以下の場合は義務擁壁です。 ・盛土 1m超・切土 2m超 ・盛土+切土 2m ※見え高1mを超える擁壁においても構造計算書を添付してください。
擁壁構造図 (擁壁を設置する 場合)	1/50	(1) 練石積擁壁構造について ア 擁壁のりこう配及び高さ イ 石材寸法 ウ 裏込コンクリートの品質、寸法 (天端、地盤面、基礎位置) エ 基礎構造、材料、品質、寸法 オ 透水層の位置及び寸法 カ 擁壁を設置する前後の地盤状況及び土質並びに 天端盛土、土羽こう配の高さ キ 水抜孔の位置、材料及び内径寸法 (2) 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造について ア 擁壁寸法(正面図、平面図、断面図等の作成) イ 使用コンクリート品質 ウ 鉄筋寸法及びかぶり寸法(配筋図) エ 伸縮目地の位置、構造及び寸法 オ 基礎構造の種別及び寸法 カ 透水層の位置寸法 キ 擁壁を設置する前後の地盤及び土質 なお、天端より土羽を打つ場合は、そのこう配 及び寸法 ク 水抜孔の位置、材料及び寸法 (3) 国土交通大臣の認定による構造 (2) ア~クの事項	構造図については、義務擁壁以外の擁壁も、添付してください。 補強コンクリートブロック造の土留めを設ける場合、構造図を添付してください。 (所沢市におけるCB土留めの取扱い参照)
その他の 図書		(1) 工事計画、特に土木計画(土取り、土捨場を含む。)と工期(雨期)の関連性及び地質、地盤の状況並びに土留施設、排水施設流束処理工等の計画 (2) 防災計画並びに防災措置体制の具体的計画	

別表2 盛土規制法のみなし許可に関する書類

提出書類	備考等
造成計画平面図	1/500以上の縮尺とし、開発区域を朱書きし、方位、BM位置、現況地盤高さ、計画地盤高さ、がけ・擁壁の位置、種別及び寸法並びに構造、30cmを超える盛土(茶)及び切土(黄)をする土地の色分け及びその面積求積を記載してください。
資金計画書	収支計画、年度別資金計画。
残高証明書	資金計画について、自己資金で施行する場合に添付してください。
融資証明書	資金計画について、融資を受けて施行する場合に添付してください。
申請者の法人登記事項証明書 (全部事項証明書) 又は住民票	申請者が法人の場合は法人登記事項証明書、個人の場合は住民票を添付してください。交付から3ヶ月以内のもの。
申請者の事業経歴書	市内または近隣市で行った類似する事業経歴を記載してください。
申請者の納税証明書 (電子納税証明書不可)	申請者が法人の場合は法人税、個人の場合は所得税について、最新年度の納税証明書その1及びその3(法人の場合その3の3)を添付してください。
事施行者の法人登記事項証明書謄本 (全部事項証明書)	交付から3ヶ月以内のもの。
工事施行者の事業経歴書	市内または近隣市で行った類似する事業経歴を記載してください。
建設業の許可証明書	
工事施行者の建設機械目録 及び技術者名簿	技術者の所有資格種別と資格番号を記載してください。

別表3 都市計画法第34条に関する書類（例示ですので、申請内容により書類が追加となる場合があります。）

各号	内 容	提 出 書 類	備 考
第1号	日用品店舗等	1 事業計画書	事業内容・規模、職員・従業員数、予定建築物の内容・使用方法、使用機材・取扱品の種類・数量等を具体的に記載してください。
		2 取引証明書、及び仕入先の商品の取扱を証明できる書類	取扱商品等の仕入先の記名又は押印のある取引証明書等。仕入先の商品の取扱が証明出来る資料として、会社の登記事項証明書やカタログ等を提出してください。
		3 資格証明書	資格又は免許等を要する場合には免許証等の写し
		4 集落地域性を示す図面	1/2500現況図(白図)を使用し、集落地域性の要件を示してください。計上した建築物には付番してください(ア:50まで、イ:100まで)。 ※必要な部分のコピーで可。
		5 看板姿図	店舗名称等(業務内容)の明示されているもの
第4号	公共公益施設	1 集落地域性を示す図面	1/2500現況図(白図)を使用し、集落地域性の要件を示してください。計上した建築物には付番してください(ア:50まで、イ:100まで)。 ※必要な部分のコピーで可。
		2 事業計画書	事業内容・規模、職員・従業員数、予定建築物の内容・使用方法、使用機材・取扱品の種類・数量等を具体的に記載してください。
		3 事業主体の資格及び計画の許可等の取得を証する書類	免許証・法人の認可書・開設許可書等、公共事業であることを証する各個別法所管機関の証明。又は、許可等の見込みがある旨が記載されている各個別法所管機関との協議書等を添付してください。 ※原本を提示したうえで、写しを添付してください
		4 補助金等の内示	
		5 法人登記事項証明書(全部事項証明書)・定款・取締役会又は理事会の議事録等	
		6 看板姿図	施設名称等(業務内容)の明示されているもの
第7号	農林漁業用施設	1 経営計画及び技術計画に関する図書	
		2 農産物等の集出荷及び貯蔵に関する図書	計画施設において取扱う農作物等が、本市調整区域内で生産されたものであることが分かる書類等
第9号	既存工場との関連施設	1 生産工程表	
		2 密接な関連及び質的改善に関する図書	
		3 図面(1/100~1/500)	既存施設(工場等)の状況図
第10号	ドライブイン等	1 事業計画書	事業内容・規模、職員・従業員数、予定建築物の内容・使用方法、使用機材・取扱品の種類・数量等を具体的に記載してください。
		2 取引証明書、印鑑登録証明書及び仕入先の商品取扱を証明できる書類 (ドライブイン、沿道サービス型コンビニエンスストアの場合)	取扱商品等の仕入先の記名又は押印のある取引証明書等。交付から3ヶ月以内の印鑑登録証明書を添付してください。仕入先の商品の取扱が証明出来る資料として、会社の登記事項証明書やカタログ等を提出してください。
		3 図面(1/50)(ガソリンスタンドの場合)	油水分離層の構造図
第10号	地区計画の区域内	1 地区計画に適合することを証する書類	正本に適合通知の写し、副本に適合通知(図面を含む)を添付してください。

各号	内容	提出書類	備考
第14号 (例示)	収用対象事業の施行により移転建築する建築物	1 起業者の発行する収用証明書	従前地の敷地面積及び建築物用途・面積等が明記されているもので、有効期限内のもの。
		2 集落地域性を示す図面	1/2500現況図(白図)を使用し、集落地域性の要件を示してください。計上した建築物には付番してください(ア:50まで、イ:100まで)。 ※必要な部分のコピーで可。
	集会所等	1 集会所であることを証する書類	自治会の議事録及び規約等
	線引き前宅地の開発	1 集落地域性を示す図面	1/2500現況図(白図)を使用し、集落地域性の要件を示してください。計上した建築物には付番してください(ア:50まで、イ:100まで)。 ※必要な部分のコピーで可。
		2 宅地性を証する書類	申請地の分筆・合筆状況によって、元筆の土地登記事項証明書や、閉鎖登記事項証明書等が必要になる場合があります。 土地登記事項証明書だけで宅地性の要件を証明することができない場合は、宅地性の要件を証明する書類が必要です(例:線引き翌年1月1日の土地課税証明書等)。
	調剤薬局	1 事業計画書	事業内容・規模、職員・従業員数、予定建築物の内容・使用方法を具体的に記載してください。
		2 取引証明書、仕入先の商品の取扱を証明できる書類	取扱商品等の仕入先の記名又は押印のある取引証明書等。仕入先の商品の取扱が証明出来る資料として、会社の登記事項証明書やカタログ等を提出してください。
		3 事業主体の資格及び計画の許可等の取得を証する書類	免許証・法人の認可書・開設許可書等、薬局であることを証する各個別法所管機関の証明。 ※原本を提示したうえで、写しを添付してください
		4 法人登記事項証明書(全部事項証明書)	
		5 近接地の病院又は診療所を確認できる書類	案内図で確認できるのであれば不要。 計画中の場合は、病院又は診療所においての医療法第7条に基づく許可又は同法第8条に基づく届出が受理されたことを確認できる資料。(開設許可通知書又は受領印が押印されている申請書等)
	大規模流通業務施設	1 立地申出について(通知)の写し	
		2 交通安全等について所轄警察署との協議が整っていることが確認できる書類	交通渋滞や交通事故を誘発させないような計画になっているのか、所轄警察署との協議内容の議事録等、支障の無い旨が確認できる書類を添付してください。
	敷地拡張	1 対象建築物であることを証する書類	市街化調整区域に関する都市計画決定日前に建築された建築物であることを証する書類(建築確認の検査済証、建物の登記事項証明書等)又は、市街化調整区域に関する都市計画決定日以後に適法に建築された建築物であることを証する書類(開発許可通知書、建築許可通知書、建築確認通知書等)

開発行為許可後の手続きについて

手 続 き		提 出 書 類 、 備 考 等
1 開発許可標識の設置	開発行為の工事期間中、開発区域内の見やすい場所に、開発許可標識を設置してください。	盛土規制法のみなし許可に該当する場合は、その内容についても記載すること。 標識の掲示は一体または別々どちらでも可能。
2 工事着手届出	開発許可標識の設置後、右記書類を提出してください。	提出書類（各1部） 1 工事着手届出書 2 委任状（許可申請時に委任されている場合は不要） 3 案内図 4 現場写真（開発許可標識の写っているもの。遠景・近景）
3 公告前建築等承認申請 <small>(必要な場合のみ)</small>	都市計画法の規定では、開発区域内での完了公告前の建築は原則認められません。ただし工事工程上、施工上やむを得ない理由がある場合等は、公告前建築等承認を受けて建築することができます。右記の書類を提出し、承認を受けてください。	提出書類（各2部／正本1部、副本1部） 副本に添付する書類については、コピーでも結構です。 1 公告前建築等承認申請書 2 委任状（許可申請時に委任されている場合は不要） 3 開発区域位置図 4 土地利用計画図 5 建築物又は特定工作物の配置図（縮尺100分の1以上のもの） 6 工程表（建築工事と開発工事との関連、作成者名を明記）
4 工事完了届出	開発工事が完了したときは、右記の書類を提出してください。また、同時に完了検査を申し込んでください。 完了検査は、完了届出書の受理から約10日後になります。 完了検査の結果支障がない場合は、市が検査済証を発行し、完了公告を行います。	提出書類（各2部／正本1部、副本1部） 副本に添付する書類については、コピーでも結構です。 1 工事完了届出書 2 委任状（許可申請時に委任されている場合は不要） 3 案内図 4 公図写し 5 求積図（工事後の確定測量図） 6 土地利用計画図（公共施設を表示した平面図） 7 工事完了後の現場写真（2方向以上）